

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	九州財務局長
【氏名又は名称】	平田雄一郎
【住所又は本店所在地】	熊本県熊本市中央区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年6月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	平田機工株式会社
証券コード	6258
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	平田雄一郎
住所又は本店所在地	熊本県熊本市中央区
事務上の連絡先及び担当者名	平田機工株式会社 管理本部 法務部 法務課 遠山 喬
電話番号	096-272-0555

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年6月5日
訂正箇所	平成29年6月8日付にて提出した「変更報告書No.1」について訂正事項がありましたので、下記のとおり訂正し、非縦覧書類を添付いたします。

(訂正前)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目5番22号

(訂正後)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

熊本県熊本市中央区

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	平田雄一郎
住所又は本店所在地	熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目5番22号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
---------	----

氏名又は名称	平田雄一郎
住所又は本店所在地	熊本県熊本市中央区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【個人の場合】

生年月日	昭和36年8月23日
職業	代表取締役社長
勤務先名称	平田機工株式会社
勤務先住所	熊本県熊本市北区植木町一木111番地

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【個人の場合】

生年月日	
職業	代表取締役社長
勤務先名称	平田機工株式会社
勤務先住所	熊本県熊本市北区植木町一木111番地

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年3月31日現在）	V	10,756,090
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		5.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年6月5日現在）	V	10,756,090
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		5.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		5.41

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,170
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成3年12月12日に贈与により465株取得。 平成17年12月29日に贈与により400,000株取得。 平成25年3月18日に相続により180,000株取得。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,170

取得資金の内訳は平成2年12月1日から平成29年6月5日までのものとなります。